

平成23年（行コ）第169号 公金支出差止等請求住民訴訟控訴事件

控訴人 市民オンブズパーソン栃木 外20名

被控訴人 栃木県知事 福田 富一

控 訴 人 準 備 書 面 1 1

～控 訴 審 最 終 準 備 書 面（補充）～

2013（平成25）年11月8日

東京高等裁判所 第4民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 大 木 一 俊

同 同 高 橋 信 正

同 同 若 狭 昌 稔

同 同 須 藤 博

同 同 品 川 尚 子

同 同 浅 木 一 希

同 同 服 部 有

同 同 小 西 誠

同（復代理人） 同 野 崎 嵩 史

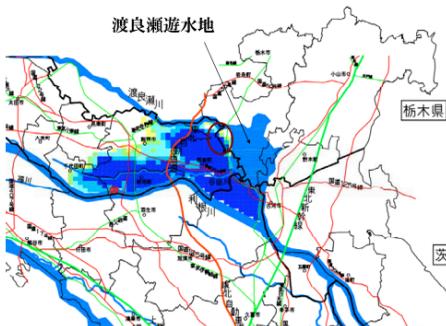
控訴人らは、梶原健嗣作成の2013年11月4日付け意見書（甲B第222号証）に基づき、下記のとおり主張を補充する。

記

- 1 ハッ場ダム検証においても「費用便益分析」が行われ、その結果が「ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討『費用便益日算定』（甲B188）」に記載されている。
- 2 梶原健嗣は、本件訴訟の控訴人らより依頼を受けて、本件訴訟の控訴人高橋比呂志が、国土交通省に対する情報公開請求により入手した上記「ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討『費用便益日算定』」の基礎資料である氾濫図を基に、ハッ場ダムが栃木県にもたらす洪水軽減効果について検討したところ、以下の事実が判明した。
- 3 カスリーン台風洪水が1/200洪水=22,000m³/秒となって、利根川流域を襲った場合の推定被害（現状、ハッ場ダムなし）は、図1のとおりであり、わずかに旧藤岡町（現栃木市）の一部が浸水するのみである。

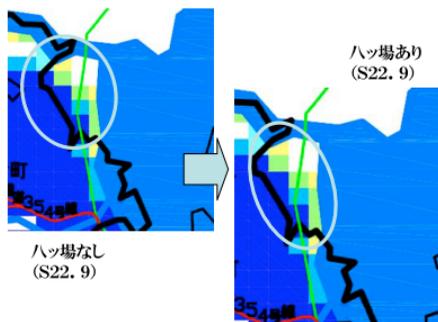
なお、図1中、白地図のままになっている部分は浸水なしであり、黄色・緑色・水色・青色・紺色など彩色されている部分が浸水区域である。浸水深は色によって表されており、黄色=50cm未満、緑色=50cm以上1m未満、水色=1m以上2m未満、青色=2m以上3m未満、紺色=3m以上、である。

例1) S22.9洪水を1/200に引き伸ばし
(ハッ場ダムなし)



【図1】 S22.9カスリーン台風洪水、1/200引き伸ばし後の想定被害

- 4 図1は「ハッ場ダムなし」の場合の想定被害を示したものであるが、情報公開で入手した基礎資料中には、甲B第222号証末尾添付の図のとおり、この図1に対応した「ハッ場ダムあり」の場合の想定被害を示した図もあるので、この両者の図を旧藤岡町の周辺だけを拡大すると、図2のとおりとなる。なお、図中の緑線は鉄道である。



【図2】 S22. 9カスリーン台風洪水、1/200引き伸ばし後の旧藤岡町の被害・ズームアップ図（ダム完成前とダム完成後）

- 5 図2にみるように、ハッ場ダム完成前とダム完成後で、旧藤岡町の浸水被害の面積及び浸水深は、5段階の浸水深の色区分で見ると全く変わらず、ハッ場ダム完成後も3m以上の浸水区域が存在する。
- 6 ハッ場ダム完成の前後で浸水深の区分が変化しないのは、S22洪水の場合だけではない。S22、S23、S24、S33、S34、S57. 7、S57. 9、H10の8洪水いずれにおいても、想定された浸水被害は、ダム完成前、完成後で同じである。
- 7 つまり、基礎資料である氾濫図の分析によれば、利根川本川の洪水による想定被害区域は旧藤岡町の一部（面積にして2.5km×1km=2.5km²ほどの田園地帯）のみであり、その上、浸水被害の面積及び浸水深は、5段階の浸水深の色区分で見ると、「ハッ場ダムなし」、「ハッ場ダムあり」で、全く変わらないことがわかるのである。
- 8 以上のとおりであるから、栃木県が、ハッ場ダムによる洪水軽減効果の利益を受けることはなく、したがって、河川法63条1項の「著しく利益を受ける場合」に該当しないことは明らかである。

以上